

今月の行事

- 1日(火)・・・交通事故ゼロ・歩行者優先の日
- 3日(木)・・・ひな祭り(桃の節句)・耳の日
- 11日(金)・・・東日本大震災発生から11年
- 15日(火)・・・シルバー交通安全の日
- 20日(日)・・・交通安全話し合いの日
- 23日(水)・・・踏切事故防止の日



春の全国交通安全運動の準備を

春の全国交通安全運動が4月6日から15日までの10日間で実施されます。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、交通関係団体の主催する活動などに積極的に参加し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

今年の運動の全国重点として、

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

となっています。

「人優先」で横断歩行者の安全を確保、思いやり運転の徹底、また、飲酒運転・無免許運転・いわゆる「あたり運転」等の根絶に努めます。なお、交通事故死ゼロを目指す日は、4月10日(日)に設定されています。



高齢者の交通事故防止

本県において交通事故の犠牲となる方の半数以上が高齢者。歩行中及び自動車運転中の事故が多い。高齢者の交通事故を減少させるためには、夜間、運転者から発見されやすい明るい目立つ色の服装や夜光反射材の活用と自分の身を守る意識が必要。亡くなられたり怪我をされた高齢歩行者の夜光反射材着用率は低く、夜間の事故防止には夜光反射材着用の必要性が示されています。交通ルールとマナーを守り、ゆずりあい、思いやりのある運転を心掛け、交通事故をなくしましょう。



法改正が行われ
管理が厳しく!

安全運転管理者に アルコールチェック義務づけ

◆運転の前後に確認し、1年間記録を保存
～2022年4月1日施行

2021年(令和3年)11月10日に道路交通法施行規則が改正され、安全運転管理者の業務として「運転者の酒気帯びの有無についての確認」が明文化され、運転の前および運転後のチェックが義務化されます。※2022年(令和4年)4月1日から施行。

なお、アルコール検知器によるチェックも導入されますが、機器の準備が間に合わないなどの理由から、検知器によるチェック義務づけは10月1日施行となります。

酒気帯び運転有無の確認記録を1年間保存することも定められました。安全運転管理者を選任する事業所では、運転前後における点呼等の確実な実施、記録の明確化やアルコール検知器の導入に向けて準備をすすめる必要があります。



お酒を飲む機会が増える時期です。翌朝、お酒が体に残っている状態であれば「飲酒運転」として処罰されます。

- 3月の日没時間
1日午後5時31分
15日午後5時45分
30日午後5時59分

早めの前照灯点灯
こまめな切替。
スピードは控えて

万引きは犯罪です。絶対に許されません!

刑法第235条【窃盗罪】、10年以下の懲役または50万円以下の罰金。必ず誰かが見えています。あなたの家族や友達、どれだけの人が悲しむか、想像してください。お店からは、被害弁償だけではなく、対処にかかった拘束時間の被害等を損害賠償請求されることがあります。

